

大阪府における配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画の策定に関する基本的な考え方について（答申）の概要

主な変更点

- ・DVと密接に関係する児童虐待（面前DV等）の社会問題化や、令和元年のDV防止法の一部改正（児童相談所との連携、関係機関の保護の対象に「同伴家族」も含める）を踏まえ、基本方針5「子どもの安全・安心の確保と支援体制の充実」を新たに柱立て
- ・DV加害者対応を巡る国の動向や改正DV防止法附則（加害者更生のための指導及び支援のあり方に関する検討規定）を踏まえ、基本方針6（5）「調査研究の推進等」に「加害者対応等に関する」を追記

現状と課題

●精神的暴力や社会的暴力に対する暴力認識が希薄

精神的暴力：女性**60.0%** 男性**51.0%**
社会的暴力：女性**69.2%**、男性**56.8%**
(R1：府民意識調査)

●DV相談窓口の認知度が低い

配偶者暴力相談支援センターの認知度：**20%**
(R1：府民意識調査)

●DV被害が相談につながりにくい

DV被害をどこ（だれ）にも相談しなかった人の割合：
42.7%
(R1：府民意識調査)

●外国人、障がい者、高齢者等の多様なDV被害者への配慮の必要性

R2年度一時保護のうち、
外国籍**3.5%**
障がい者手帳保持**23.1%**
60歳以上**8.0%**
(R2：府女性相談センター調べ)

●DV被害を受けながらも相手と別れない理由として「経済的な不安」を挙げる女性が5割以上

DV被害を受けながらも相手と別れなかった理由：
「経済的な不安があったから」：女性 **52.5%**
男性 **5.8%**
(R2：内閣府調査)

●一時保護する被害者の半数以上が子ども等を同伴

R2年度一時保護**262**件のうち、**135** 件が、
子ども等を同伴
(R2：府女性相談センター調べ)

はじめに

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではない

下線：前回からの変更箇所

基本方針	施策体系	要旨
1 DVを許さない府民意識の醸成	(1) DVの防止に関する啓発	性別役割分担意識の解消、DVの理解促進に向けた啓発の強化、医療、教育・保育、福祉関係者への理解促進を通じた被害の早期発見や通報、保護
2 安心して相談できる体制の充実	(1) 府配偶者暴力相談支援センター・警察における相談体制の充実	相談件数の増加、内容の複雑化に対応するため、相談機能の充実・強化、関係機関の連携の強化、相談窓口の周知と利用促進
	(2) 市町村における相談体制の充実	市町村の相談窓口の設置促進、人材の育成と資質向上
	(3) 被害者の状況に配慮した相談機能の充実	外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ、男性等に対する支援、男性相談のより一層の周知
3 緊急かつ安全な保護の実施	(1) 一時保護に係る体制の充実	多様化する支援ニーズに応じた一時保護の在り方の検討、様々な配慮を必要とする被害者への適切な保護の実施、都道府県間の広域的な連携
	(2) 保護命令への対応	警察等と連携した被害者の安全確保
4 自立への支援の充実	(1) 継続的な自立支援の実施	生活に関する支援や就業の促進、住宅の確保、同伴児童の通学等の自立へ向けた支援、心身のダメージからの回復
5 子どもの安全・安心の確保と支援体制の充実	(1) 子どもの安全・安心の確保	医療、教育・保育、福祉関係者への理解促進を通じたDV被害者やその子どもの被害の早期発見や通報、保護（再掲）
	(2) 子どもに対する支援体制の充実	児童虐待対応機関との連携強化、DV支援部門と児童担当部門の相互理解促進によるDV被害者と子どもへの包括的な支援、一時保護に同伴する子どもへの心理的ケア、学習支援等。一時保護後の生活における学校、地域での中長期的観点からの支援
	(3) 暴力の未然防止の観点からの若年層への啓発	若年層へ向けたデートDV等の予防教育・啓発の充実、「性に関する指導」の充実
6 関係機関、団体等との連携の促進等	(1) 関係機関による連携体制の強化	DV被害の複雑化、多様化に対応するため、多様な主体とのより一層の連携強化
	(2) 市町村との連携	市町村への支援や緊密な連携の構築
	(3) 民間団体との連携	きめ細かな支援を行う民間団体との連携による多様化する支援ニーズへの対応
	(4) 苦情への適切な対応	苦情への適切かつ迅速な対応
	(5) 加害者対応等に関する調査研究の推進等	DVの現状や府民意識等に関する調査の実施 加害者の気づきを促す啓発や男性相談の周知・体制整備